

明治期における静寛院宮の待遇

篠崎 佑太

はじめに

本稿は明治期において静寛院宮（親子内親王、和宮）がどのような待遇を受けたのか、宮内公文書館所蔵の史料を中心に検討するものである。

近代の皇族は、前提として幕末期以降の宮門跡の還俗という現象が指摘される^①。そのなかでは、増大する皇族とその抑止を意図する明治政府の姿が描かれる。一方で、政府は士族反乱などの危機に際しては皇族の権威を利用せねばならず、結果として近代の皇族は、基本的に政治以外のところで天皇の権威を補完ないしは推進する集団として位置づけられている^②。しかし、こうした評価は専ら明治二十二年（一八八九）の皇室典範制定以降のものであり、明治前半期の宮家皇族に対する明治政府の位置づけは、かなり不確定であったことが指摘されている^③。

これは皇族女性についても同様である。明治初年の皇族の女性は、ほとんどが皇族あるいは臣下に嫁ぐか仏門に入っていたが、近代以前の制度においては結婚しても皇族の列を離れることはなかった。例えば、桂宮を相続した

淑子内親王（仁孝天皇第三皇女）や本稿で取り上げる静寛院宮はよく知られている。彼女らは近代の一般的な皇族女性とは異なり、前近代と近代の皇室制度の過渡期に生み出された事例として位置づけられている^④。

静寛院宮は、仁孝天皇の第八皇女であり、幼称を和宮といった。幕末期における公武合体政策のなかで、一四代將軍徳川家茂に嫁ぐにあたり内親王宣下を受け、兄である孝明天皇から親子の名を賜っている。慶応二年（一八六六）に家茂が亡くなると雑髪して、静寛院宮と称した。その後も江戸に留まり、戊辰戦争時には外祖父である橋本実麗やその子実梁に嘆願し、江戸での開戦を避け、徳川家の存続に尽力したことはよく知られている。

静寛院宮は早くから研究対象として取り上げられ、現在まで江戸下向に至る政治的な折衝や、下向の道中とその沿道地域にもたらした影響^⑤、江戸城入城後の待遇など^⑦について明らかにされている。また伝記も作られており、例えば宮内庁書陵部の史料を使って宮の政治的な動向を究明したものや、宮の心性まで捉えたものがある^⑧。しかし、いずれも幕末期を中心に取り上げられており、明治期への言及はほとんどない。明治期の宮を取り上げた研究としては、近年国葬の成立という視点から明治十年の葬儀を検討したものが、唯

一といつてよいだろう。¹⁰⁾

このように近代皇族に関する研究は、そのほとんどが皇室典範制定以降のものであり、それ以前の、特に女性皇族を取り上げたものは少ない。また静寛院宮の研究は、幕末期に終始しており明治期はほとんど検討されていない。しかし徳川將軍家に嫁いだ宮は、皇族として前近代から政治舞台の上におり、近世近代移行期の皇族を検討するうえで明治期において宮がどのように待遇されたのか検討することは有意義だろう。

そこで本稿では、明治期の静寛院宮の待遇として、①経済的待遇、②生活や住居の実態、③明治天皇や皇族との交流という三点を中心に検討していきたい。この検討を通して、明治初年において皇族がどのように待遇されたのか、その一端を明らかにしていく。

なお、本稿の引用史料のうち特に所蔵先を記さず、文書番号と識別番号のみを示した史料は、すべて宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。

一 静寛院宮の取り扱いと経済的待遇

(1) 静寛院宮の取り扱いと宮内省

慶応四年（一八六八）一月に戊辰戦争がはじまると、徳川慶喜は「朝敵」となり、官位を剥奪され大坂から江戸まで戻ってきた。慶喜は寛永寺に謹慎し、松平春嶽や静寛院宮を通じて徳川家存続のための嘆願をした。宮は、自身の外祖父である橋本実麗やその子である橋本実梁に直書や慶喜の嘆願書を送り、徳川家存続のために動いている。

明治初年の皇族について、慶応四年時の人員を書き上げた「皇族御人員調」が宮内公文書館に所蔵されている。¹¹⁾ 桂宮淑子内親王が筆頭に記され、その後に有栖川宮職仁親王、伏見宮邦家親王、以下皇族が続くが、このなかに静寛院宮の名前はない。先述の通り前近代において皇族女性は臣下に嫁いでも皇族の列を離れることはない¹²⁾ので、宮も皇族女性として取り扱われるはずである。この「人員調」が慶応四年のいつ作成されたかは不明であるが、宮が記されていない理由は、当主である徳川慶喜が「朝敵」となった徳川家に嫁いでいたという政治状況が考えられよう。この後に「人員調」として皇族の書き上げが残るのは、明治六年（一八七三）のものである。¹³⁾ ここでは世襲親王家の次に静寛院宮が記されており、この間に宮は宮内省の取り扱いとなつたことがうかがえる。¹⁴⁾

では、明治六年までにその取り扱いはどのように変わっていったのだろうか。慶応四年四月、江戸城は開城された。閏四月二十九日に徳川家は、徳川家達（田安亀之助）の相続が認められ、駿河七〇万石が下賜された。五月二日には前津山藩主で一代將軍徳川家斉の一六男である松平確堂に、家達の後見が命じられている。この時、静寛院宮の取り扱いは徳川家に準じたものであつたのだろう、と考えられる。それは、明治二年十月に徳川家から政府弁官に宛てた次の史料からも裏付けられる。

【史料1】

静寛院宮御方御事務ノ儀、昨年来松平確堂取扱来候二付テハ、此後当分ノ内右御事務是迄ノ通於東京取扱方確堂へ相托度、且今般願ノ上帰藩仕候藩士族、支配所中へ追々引移候二付、右処分方は迄東京ニオイテ取扱候様仕度、無余儀情実モ御坐候間、右両様ノ処、御許容被成下候様奉願

候、誠恐誠惶頓首

(明治二年)
巳十月

弁官御中¹⁵

静岡藩知事 (徳川家達)
徳川新従三位

ここでは明治元年以来、静寛院宮の事務は徳川家達の後見となった松平確堂が取り扱って来たが、同二年十月以降も引き続き確堂に託したい旨を、家達が弁官に願っている。弁官からは「願之通聞届候事」と回答を得ており、十月以降も宮は松平確堂の取り扱いであったことがわかる。

この体制が変化するのは、明治三年十二月のことである。太政官から宮内省へ「桂宮、静寛院宮家事向自今於其省取締可致事」という達が出ており、翌年一月には桂宮と静寛院宮へ正式に「今般御改正二付、自今進退、家事向并宮中二関シ候諸願届等宮内省へ可差出候事¹⁷」との達が出ている。これにより、桂宮と静寛院宮の進退、家事向、宮中への諸願届届は宮内省の取り扱いとなることが決まり、以降、明治十年に宮が薨去するまで同様であった。ではこの変更により、静寛院宮は、それまで事務を取り扱っていた徳川家の所屬から外れたのだろうか。この点については、政府においても曖昧な点が多くあったようで、明治四年四月二十三日付で宮内省から弁官に次のような何書が出されている。

【史料2】

今般民部省ニ於而大日本形勢表編製ニ付、皇族之人口並戸数取調之儀、同省を申越候処、静寛院宮ニ於而は、徳川氏之籍中ニ可有之歟、左候時は皇族中之取調ニハ不相加方可然哉、何分曖昧トシテ不分明ニ付、右之段相候候也

(明治四年)
辛未四月廿三日

宮内省

弁官 御中¹⁸

民部省は大日本形勢表を編製するにあたって、皇族の戸数や人数を調べていた。その際、静寛院宮の取り扱いに困ったようで、宮内省に宮の籍が徳川氏であるのか、徳川家である場合は皇族に加えない方が良いのか、尋ねている。しかし宮内省は回答できず「曖昧トシテ不分明」であるとして、弁官に何っているのである。前近代の皇族女性性は、臣下に嫁いでも皇族の列を離れないが、この時点において宮内省がその判断を出来ない点は興味深い。弁官もまたその判断には窮したようで、五日後の四月二十八日に宮内省へ次のように回答している。

【史料3】

今般民部省ニ於テ大日本形勢表編製ニ付、静寛院宮云々何出之趣、右ハ西京永住被仰出候上ハ籍ハ西京ノ籍ニテ皇親ニ候得は即チ西京籍之皇族ニ可有之、且徳川氏ノ後室ニ候得は、伝ニハ徳川誰ノ妻静寛院宮ト相認可然候、仍而此段申入候也

(明治四年)
辛未四月廿八日

弁官

宮内省 御中

追而本文之通ニ付、其省ニテ取調之上、京都府へモ通達可有之候也¹⁹ 後述するが、静寛院宮は明治二年から京都に居住し、同地に永住することを決めていた。弁官はこの点と宮が「皇親」であることを根拠として、「西京之皇族」であると判断している。また併せて、徳川氏の「後室」である事実も書き加えるよう申し入れている。

この後、宮内省がどのように取り調べ、民部省と京都府へ回答したかは不明であるが、恐らくは弁官の判断に従ったものと考えられる。すなわち、明

治四年四月以降、明治政府は静寛院宮を徳川氏の取り扱いから、皇族として取り扱うことを明確にした。このような過程を経て宮は、明治六年の宮内省の「人員調」に皇族として書き加えられたと考えられるのである。

(2) 静寛院宮の経済的待遇

前節で検討したように静寛院宮の取り扱いはいくが、同時期の経済的待遇はどのようなものであったのか。明治初年、皇族の経済基盤は大きく変化した。世襲親王家の所領は明治政府の所管となったが、しばらくは親王家の経営に委ねられ、新立の宮家については暫定的な措置がとられた。²⁰⁾しかし静寛院宮は、独自の所領を持っていない。

明治三年(一八七〇)十二月、明治政府は永世禄の制を定め、翌年から世襲親王家は所領を基準に、新立宮家は一律に現米を支給することが決められる。静寛院宮の場合は、桂宮淑子内親王の例にならない、明治四年六月二十八日に弁官より沙汰が出されている。ここでは、賄料として年間現米一〇〇〇石、別段の化粧料として三〇〇石、上臈以下若衆給禄など二三〇石、家令官禄として二〇〇石が定められ、毎年勘定帳を作成し大蔵省へ提出することが定められた。²¹⁾こうした待遇の整備は、宮の取り扱いが宮内省に移ったことが一因としてあげられよう。

これ以前の静寛院宮の賄料については不明な部分が多い。古いものでは宮が京都に移住した明治二年二月から六月にかけての入用費の記録が残っている。²²⁾ここでは月別に入用帳が作成され、後の大蔵省につながる会計官用度司から供出されていることがわかる。ひと月に金六七〇両から一九〇〇両余が入用費として記録されており、月によって振れ幅があることから定額の支給

ではなかった点がかがえる。

これとは別に、明治二年六月には金七〇〇両、米九六三石が支給されている。²³⁾さらに同年十月からは、賄料として年間に金一万二千両、化粧料などとして米九六三石の支給が決められている。²⁴⁾同年五月、静寛院宮は京都に永住する旨を、行政官を通じて徳川家に通達しており、賄料の支給は静寛院宮の居住地や居住時期と関係するものと考えられる。

では一方で、明治初年において徳川家から金銭等の支給はなかったのであるか。その一端については、次の史料からうかがえる。

【史料4】

徳川家より献備三千金請取候証書

東京徳川家より当宮へ例年献備之三千金、明癸酉歳分同家達より御省へ差出、

則為替切手差廻シ相成、慥ニ請取引替之上、披露候義ニ御座候、以上

壬申十二月二日 (明治五年) 静寛院宮家令 武田從七位

宮内省御中²⁵⁾

史料は、明治五年十二月二日付で静寛院宮家令の武田敬孝から宮内省に宛てた証書である。これによれば、東京の徳川家達から静寛院宮に例年「献備之三千金」すなわち三〇〇〇円が渡されていることがわかる。明治政府から支給される賄料とは別に、徳川家からの金銭支給があり、それは宮内省の取り扱いとなった後も継続していたのである。

明治四年に永世禄が支給されるようになって以降、静寛院宮の経済的待遇はどのように変化したのだろうか。引き続き検討していきたい。

基本的な待遇は、その他の皇族と同様と考えて良いだろう。明治五年十一月、これまで大蔵省から支給されていた賄料は宮内省から支給されるように

なり、宮内省は桂宮や静寛院宮など在京皇族の家令扶以下、奴婢に至るまで現今の年給月給扶持米などを詳細に取り調べている。²⁶

明治六年七月には宮内卿徳大寺実則から太政大臣三条実美へ皇族方の家禄米を廃し、別途賄料を支給したい旨の伺書が出されている。これは、前年に皇族の賄向きを全て宮内省が担当するようになって以来、色々と見聞したところ「不体裁之廉不黜」とあり、この一因を「家禄寡少、所帯難渋」から来るものと判断したためである。²⁷この伺いは聞き届けられ、七月三十一日付で各宮家に一齐に布達が出されている。静寛院宮はこれまで一五三八石が支給されていたところ、一石を四円と換算して六一五二円支給と計算された。これを基に支給額が決定され六八〇〇円の支給となり、結果として六四八円増額されている。²⁸

さらに明治九年十月二十一日には、宮内卿徳大寺と宮内省出仕であった木戸孝允が、賄料のみでは毎年の各宮家での出費にばらつきがあるため、金十万円を御用途金として増額し、賄料は据え置き、文武研究や宮繕、内外交際については、別途御用途金から支給することを願っている。これも太政大臣三条と大蔵卿大隈重信の協議のうえ、聞き届けられた。²⁹

このように明治四年以降、静寛院宮はじめ諸皇族の経済的待遇は整えられていった。しかし明治十年九月に宮が薨去すると、百日祭が済んだ後、宮内卿徳大寺から太政大臣三条へ宮の賄料を同年十二月までとし、十一年以降は支給しない旨が上申され、許可されている。³⁰宮薨去後の賄料は葬儀や宮附役人の残務処理のためのものであり、宮への賄料はその薨去と共に終息していったのである。

二 静寛院宮の住居と家令・家扶

(1) 静寛院宮の住居

本節では、明治以降の静寛院宮の住居の変遷について検討していきたい。慶応二年（一八六六）七月に徳川家茂が薨去した後、宮の帰京は早い段階から協議されていた。宮自身は、「徳川家の御為」「万民の御為」に早期の帰京を望んでいなかったが、慶応三年八月九月ころには帰京の意志を固めたとい³¹う。この間に朝幕間の交渉は進められ、慶応三年十一月六日、幕府は翌年一月中旬に宮を上京させることを約束する。その後、王政復古の政変など政治状況が大きく変わると、十二月二十一日に朝廷は、非常の際の宮の保護と帰京の取り計らいを大久保一翁と勝海舟の両名に依頼している。

慶応四年一月に戊辰戦争が始まると、静寛院宮の帰京問題は棚上げとなり、宮自身は徳川家の存続に奔走したことはよく知られる。同年四月十一日に江戸城は明治政府に引き渡されるが、直前の九日に宮は実成院（徳川家茂の生母）を伴って江戸城を出て、清水家の屋敷へ移っている。

同年五月徳川家のおおよその処分が決定すると、再び静寛院宮の上京問題が浮上する。時節の見計らいが肝要であるとする三条実美の意見もあり、なかなかその期日は決定しなかったが、明治元年（一八六八）十二月三日、政府は徳川家に宮が明春に上京する旨を達した。³²さらに翌一月五日には、同月十八日に東京を出発する旨が通達されている。³³

一月十八日に東京を発した静寛院宮は、二月三日に京都へ到着し、聖護院

を飯の住居とした。当初、滞京の期日は定められていなかったが、三月四日に仁孝天皇の年忌にあたる来春まで滞京を延期することが、³⁴ 続く五月十九日には家茂の年忌には東下するものの基本的には京都に居住する旨が、³⁵ それぞれ徳川家に通達されている。明治三年三月になると、旧賀陽宮邸が宮に下賜され、翌年から住まうなど京都居住の体制が整えられつつあった。

この一方で、静寛院宮は東京に「留守館」を置いていた。これは明治二年の京都移住に伴って置かれたもので、明治五年六月に廃止されている。静寛院宮家令の武田敬孝が宮内省へ提出した「留守館」の廃止を伺う書類から、その実態がわかるので次に掲げる。

【史料5】

^(明治二年) 己巳正月当宮東京御発輿、西京へ被為成候節、徳川家邸え従官辺御指揮ヲ以テ御留守館被建奉仕男女数員其儘被差置候(中略)都合男女八人有之、諸事手当向徳川家へ被充行候次第二御坐候、(中略)奉仕之男女増上寛永両寺御代香并一家御親昵え御礼節之廉々取扱相任シ罷在候義二御坐候、今日諸事易簡質実二被為基候折柄、最早御留守館御廃止相成候而も御手支有之間敷候二付、猶彼家々令え内々示談相遂候所、御留守館御廃止掛り役々差免候共、爾後決而御不都合は仕間敷、両寺え御代香御親昵え御通信等表家従中、是迄輿向取扱兼勤之者え其儘相任シ置候様可致と申来り候、今日格別御用無之、其館御廃止相候ハ、彼家費用忽相減し、且省冗之御趣旨ニ相協候半哉、(中略)宮様御深察被遊候次第も有之、最早廃止可然被思召候得共、従前官途御含ヲ以被建置候義二付、廃止可然哉否、一応御伺申上候、以上(後略)³⁶

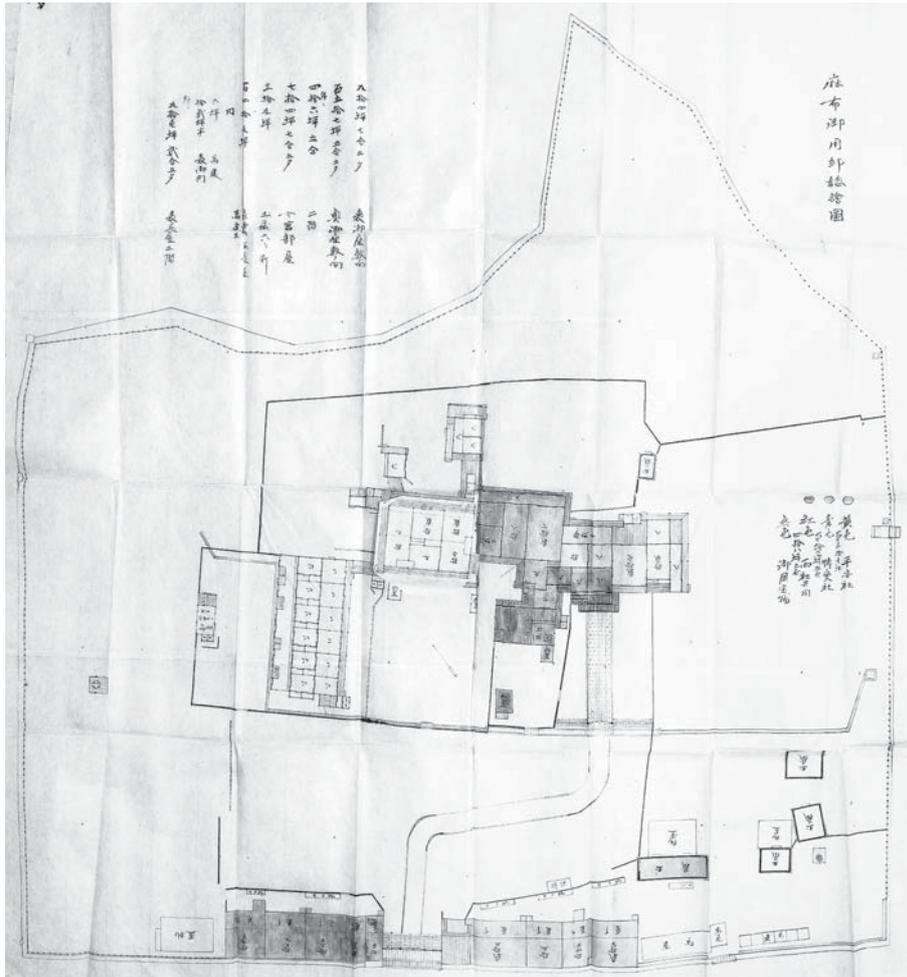
長文のため省略した箇所も多いが、これによれば「留守館」は明治二年の

京都移住に伴い、政府の指示で徳川家のなかに置かれている。都合八人の男女が詰めており、徳川家から手当が出されていた。主な仕事は、増上寺や寛永寺への代参や徳川家に礼節を尽くすことなどであった。しかし今日においては、諸事簡易に済むようになり、「留守館」を置く理由はなくなつたという。徳川家の費用を節約するためにも、「留守館」は廃止するべきである、として願ひ出ているのである。

さらに注目すべきは、この廃止が静寛院宮の「思召」に基づくもの、とされている点である。これまで「留守館」の設置は、静寛院宮が「京都の居住は一時滞在の名分と形式をとることを望まれていた」ためとされていたが、³⁷ その考えも明治五年で一つの区切りを迎えたのだろう。現に移住当初は東上して参加する予定であった、同年八月二十日に催された家茂の七回忌も体調不良を理由に参加せず、代参を差遣している。³⁸

このように京都に永住するかのようになされた静寛院宮であったが、明治七年二月二十五日に東京に移住するよう沙汰が出される。この背景は判然としないが、「思召ヲ以」とあり、明治天皇の意向が働いたことが考えられる。³⁹ これに伴い宮内省は、静寛院宮の東京における邸宅を整備する必要が生じた。明治七年一月十九日、宮内卿徳大寺実則は太政大臣三条実美に宛て東京における宮邸宅の選定とその費用について伺っている。⁴⁰ 既に一月の段階からその準備は始まっていたようである。

その後、二月十三日に再び徳大寺から三条へ伺書が出されている。そのなかでは「取調候処、大概荒廢或ハ卑湿等ニ而即今御用可相成場所至テ乏敷」と、適当な土地と建物が見つからず難航している旨が述べられている。そうしたところ旧八戸藩主である南部栄信が、第二大区六小区麻布市兵衛町一丁



参考写真：麻布御用邸總繪圖（宮内公文書館蔵、識別番号 458-2）
 静寛院宮薨去後の明治 12 年の宮邸図。宮邸は、東伏見宮に引き渡され、その後博愛社などへ貸し渡された。絵図はその時のもの。宮邸の建物を修繕して利用しており、邸宅の様子もうかがえよう。

目一番地にある同家の土地四五四坪を建物と共に一万三千五百円程で売却しようとしている情報が宮内省にもたらされた。宮内省は内匠課の職員を派遣し見分したところ、修繕すれば利用できるとのことであった。そこで、同地を建物と共に購入したい旨を徳大寺より三条へ願ひ出ている。これにつ

いて太政官からは、代価については大蔵省、地所については東京府に相談すること、四五四坪のうち三〇〇〇坪を皇宮地に編入すること、という二点を宮内省に回答している。なお南部家は、宮内省へ土地を売却した資金をもとに芝四丁目邸宅を二六〇〇円で購入した。⁴²

さらに同年四月二十五日に宮内省は、南部家に隣接する仙石家が同家に貸していた二六〇坪九分七厘五毛の土地について、「地勢之都合も宜敷」⁴³ので四一七円五三銭にて購入した旨を太政官へ届け出ている。ところが、これは太政官に何わず宮内省が独自に購入してしまったようで、太政官から購入理由を問いただされている。これに対して宮内省は、五月十五日付で「宮御東上期限差迫急速修繕不取懸テハ不相成、然ルニ修繕ノ都合ニ寄テ右統地至急御買上ケ無之テハ御差支之義有之」と、修繕工事のために必要な購入であったと回答している。太政官は「上申之趣不経伺其省限取計候段不都合ニ候得共、此度限聞置候」と、今回限り許可する旨を傳達している。⁴⁴

こうした過程を経て、静寛院宮の東京での住居は宮内省によって整備されていった。三月には、同年六月中に東京移住する旨が宮の家令である武田敬孝から徳大寺へ届出されている。⁴⁵宮は六月二十四日に京都を出発すると、七月八日に到着し麻布市兵衛町の屋敷に入っている。移住にあたっては、清水御文庫に収蔵されていた英照皇太后の網代輿が贈進され利用された。⁴⁶宮の邸宅には、後述するように明治天皇と皇后

(昭憲皇太后)の行幸啓などもあり、明治十年に宮が薨去するまでの住居となつたのである。

(2) 静寛院宮の家令・家扶

本節では、静寛院宮の生活を支えた家令や家扶について検討していく。まず宮を取りまく人的環境の変化として、京都移住後の明治二年(一八六九)八月に外祖父の橋本実麗と小倉長季が静寛院宮祇候に命じられている⁴⁷⁾。祇候の具体的な職務は判然としないが、宮の側に仕え公私にわたり生活を支えていった。

続く明治三年九月十日、宮ならびに華族の家人職員が決められ、家令を一人、家扶・家従・家丁を適宜置くことが定められる⁴⁸⁾。これに応じるように、明治四年三月二十日付で大洲藩士であった武田敬孝(亀五郎)が静寛院宮の家令に任じられている⁴⁹⁾。

これより以前は、明治二年二月に静寛院宮が京都移住する際に随従した静岡藩士が、静寛院宮附御用人として仕えていた。しかし同三年十一月、井上馨ら在大坂の大蔵省役人が戸籍改正を見据えて静岡藩籍の彼らを帰藩させ、京都府貫属士族などを「家令以下ノ御召仕」にした方が良いのではないかという旨を申し進めている⁵⁰⁾。これを受けて、東京の大蔵省では静岡藩へも尋ねたうえで、次のように弁官へ伺っている。

【史料6】

静寛院宮家来ノ儀、元来徳川氏ヨリ附属ニテ静岡藩籍ノ由ニ候ヘトモ、原籍判然難相分当今戸籍御改正ノ折柄一同帰藩被 仰付、非官人又ハ京都府貫属士族等ノ内ヲ以同宮御召仕相成候方、籍法モ判然御入費モ相省

ケ可申哉ノ段、在坂大蔵大少丞ヨリ申越候趣、勘弁イタシ静岡藩相糺候処、別紙名面ノモノ何レモ同藩ノモノニテ原籍判然、殊ニ去々巳年京都住居被仰出候節、御賄ノ儀朝廷ヨリ被成遣、奥表御附末々マテ、当時京都ニテ御附属ノ輩ハ宮御一生御扶助被成下候旨被仰出モ有之、同藩ノ者一同帰藩被仰付、非官人又ハ京都府貫属士族卒等ノ内ヲ以御召仕相成候共、御手当ノ儀ハ矢張同様不被下候テハ相濟間敷候間、身分進退ノ儀ハ御据置ノ方ト存候、且是迄夫々宿代等西京出張出納司ヨリ相渡来候ヘトモ、素ヨリ永住ノモノへ宿代等被下候儀ハ決テ無之、銘々年給米金等ノ内ヲ以、取賄候儀至当ト存候間、已来ハ不被下旨宮内省へ御達有之候様イタシ度、御達相濟候ハ、其段当省へモ御沙汰御坐候様イタシ度、依之別紙名面書相添此段申進候也

(明治四年)
辛未正月廿九日

大蔵省

弁官 御中⁵¹⁾

ここでは、静寛院宮は京都に永住することを表明しているので、その「家来」に対して宿代を出すことはせず「銘々年給米金」を支給し、それで取り賄うこと、「家来」の「身分進退ノ儀」は据え置くこと、という二点を述べている。これに対して弁官は、「大蔵省見込通可然哉」と回答している⁵²⁾。

この後、明治四年五月に静寛院宮家令の武田は静寛院宮附御用人であった榎原鐘蔵と三田助十郎を静寛院宮家扶に、用度兼管繕方であった松本健一郎ら七名を家従とした旨を願ひ出ている⁵³⁾。彼らは静岡藩の士族と卒族であり、徳川家からの人員である。肩書は変更されるが、明治四年以降も引き続き、静岡藩徳川家の人員が宮に仕えることが決められたのである。

このように明治四年を契機として、静寛院宮の家令・家扶は整備されてい

【表1】「皇親録」にみる静寛院宮の動静

年	月	動静
明治4年	1	泉涌寺へ参拝
	3	霊鑑院宮と共に修学院へ御成り
	4	旧賀陽宮邸へ移徙
	5	種痘を受ける
明治6年	2	光格天皇、仁孝天皇、孝明天皇御陵へ参拝
	4	二品宣下
	7	八坂神社の神事出録を御覧のため春長寺へ御成り
	10	上御霊神社へ参拝、帰路に橋本家へ立ち寄る
	11	遊覧のため嵐山辺りに御成り
明治7年	4	桂宮邸へ御成り
	6	北野神社、上賀茂下鴨両神社に参拝
	6	泉涌寺に参拝
	11	徳川家達邸へ御成り
明治8年	1	青山御所へ参る
	1	御参内
	2	種痘を受ける
	4	徳川家達邸へ御成り
	5	徳川家達邸へ御成り
	5	御参内
	5	浜離宮へ御成り
	8	御機嫌伺のため御参内
	9	増上寺岳蓮社に参拝
	11	御参内
	明治9年	1
1		青山御所へ参る
4		岩倉具視邸へ御成り
5		御参内
6		徳川家達邸へ御成り
10		増上寺岳蓮社に参拝
11		御参内

「皇親録」(宮内公文書館所蔵、識別番号23012~23014, 68787~68794)をもとに作成。

った。家令は大洲藩士であった武田敬孝が任じられたが、家扶以下は同四年以降も宮に随従した静岡藩士らが任じられた。このような整備が進められた背景には、先述したように同年一月以降、宮の取り扱いが宮内省に移ったことも影響したものと考えられる。

家令となった武田敬孝は、明治十年に静寛院宮が薨去するまで仕えた。また、こうした役人のほかに侍女も仕えていた。本稿では詳しく言及できなかったが、宮が亡くなった後、静寛院宮年寄の田中絵島、若年寄の岡本初島、若衆の吉田美佐、そして山根玉島らに終身現米支給の旨が宮内省より申し渡されている⁵⁴。玉島は安政三年(一八五六)に静寛院宮の中臈となり、江戸下向にも従った人物である。近世以来、宮が薨去するまで侍女も継続して仕えていたことがうかがえるのである。

三 静寛院宮の動静と交流

本章では、前章までの検討をふまえて、宮内公文書館蔵「皇親録」をもとに静寛院宮の動静や交流関係について検討していきたい。「皇親録」とは「皇族ノ御差遣及皇族へノ贈賜其ノ他御仕向ニ関スル書類」や「東宮及御直宮ニ関スル書類」などを綴った簿冊である⁵⁵。宮内省は明治六年(一八七三)に火災にあい、史料も焼失しているため、それ以前の史料について多くは残っていないが、判明する限りで宮の動静をまとめたものが【表1】である。

明治五年については記載がなく、明治四年と明治六年から同九年にかけての動静が判明する。これらは、宮内省に届け出たものが記載されているのであって、宮の動静の全てではない。しかし、不明な部分の多い明治期の宮の動静を検討するにあたっては参照となるだろう。

まず【表1】をもとに、明治七年六月までの京都における動静を確認していきたい。静寛院宮が外出する理由の多くは、泉涌寺や陵墓、神社などへの参拝であった。仁孝天皇の年忌や陵墓への参拝は、幕末期に宮が東下する際や、明治二年に京都へ移住する際もその理由としても挙げられている⁵⁶。京都への永住を決めた後もこうした参拝が生活の中心であったことがうかがえよう。

そうしたなかで、祇園祭の山鉾を見るために春長寺に出かけていたり(明治六年七月)、嵐山近辺

に遊覧のために出かけていたり（明治六年十一月）する点は興味深い。嵐山へ遊覧に行った十一月十七日の静寛院宮の日記を確認すると、「嵐山の紅葉見に午前五時出門、広隆寺にて小休、十時頃嵯峨洗心亭へ着、昼飯後、天龍寺所々見物、帰り一献催す」とある。⁵⁷ 嵐山には紅葉狩りに出掛けており、日記から宮祇候の小倉長季らも同行したことがわかる。帰りには「一献催す」とあり、酒宴を開いていた。こうした点からは、幕末期の政局に翻弄されていた姿とは、異なる一面もうかがえよう。

次に、明治七年以降の東京における動静を確認していきたい。まず注目したい点は、徳川家との交流である。徳川家達や天璋院（十三代將軍徳川家定正室、篤姫）との交流は既に知られる。「皇親録」から確認できるだけでも、四回ほど家達邸に向向いており、両者が宮邸へ訪問することもしばしばあったようである。⁵⁸ その他にも、毎年増上寺岳蓮社に参拝したほか、明治八年五月には徳川家茂の棺が上げられた浜離宮へも出かけている。

徳川家以外の華族や皇族との交流を確認すると、明治九年四月に岩倉具視邸に向向していることが確認できる。東京における宮と皇族との交流について「皇親録」からは確認できなかったが、ある程度あったものと考えられる。それは皇族との交流について、静寛院宮家令から次のような伺書が出ていることから裏付けられよう。

【史料7】

当宮より諸皇族方え御交際伺書

一、諸皇族方参殿之節、当宮一応御対顔有之、其後御挨拶之儀は家令被差向候事但、当宮ヨリ御行向ハ無之候事

但シ、家令差支候節は御用掛り并家扶被差向候儀も可有之候

一、御裏方様等御参殿之節、御都合次第御懇待有之可然、御挨拶使ひ之儀は扶従之内被差向候事

一、諸皇族方御旅行之節、御使被差向、且重大之御用柄ニ而御出京有之候節、御見立之儀は家令家扶之内被差向候儀、時機ニ随ひ取計候事

一、諸皇族方御吉礼御凶事及ひ年頭等御使之儀は従前之御振合家従を以御尋問相成候事

右之通、相心得可然候哉、速ニ御指令被下度、此段奉候、以上⁶⁰

これを確認すると、静寛院宮は多くの皇族と交流を持つというよりも、直宮として一線を画そうとしている。参殿した際に男性の皇族とは、顔は合わせるが挨拶は家令を通しておこなう。一方その奥方（「御裏方様」）などが参殿した際は、都合次第ではあるが懇待し、挨拶は家従を差し向けるという。

【表1】によれば、京都における皇族との交流は、淑子内親王（桂宮）や宗諄女王（靈鑑寺宮）など女性を中心であったようであり、東京における皇族との交流も女性を中心であったのだろう。

最後に明治天皇と昭憲皇太后、英照皇太后との交流について確認していきたい。明治元年以降、静寛院宮が明治天皇に拝謁したのは、明治元年十一月一日の東京城におけるそれが最初である。この時は天璋院のために賜邸を内願している。⁶¹ 次いで翌二年二月二十四日、京都へ移住後、御所へ参内している。この時は内宴が催されており、明治天皇からの賜りものもあった。⁶²

しかしそれ以降は、明治天皇は住まいを東京、静寛院宮は京都としたため直接の交流はなかった。明治七年七月、静寛院宮は住居を再び東京に移すと、明治八年一月には青山御所、続いて赤坂仮皇居に参内していることが確認できる。また同月には宮中にて催された月次歌会に宮も詠進している。⁶³ 参内は

明治八年、同九年とも一月、五月、十一月に実施しており、決まった日取りがあつたものと考えられる。

こうした参内の一方で、静寛院宮は明治八年一月三十一日と明治九年五月五日の二度、明治天皇と昭憲皇太后の行幸啓を受けている。⁶⁵ 明治八年の行幸啓では、共に昼食を取り酒肴も供され、同九年五月の行幸啓では天覧能があり、式部頭であつた坊城俊政らが演じている。またこれらの行幸啓後には、英照皇太后も静寛院宮邸に行啓している。特に明治九年五月十八日の行啓は、「其宮御方ヨリ御願有之候皇太后宮其御邸へ行啓」とあり、⁶⁶ 宮が英照皇太后の行啓を願っていた様子がわかる。こうした点からは、東京への移住を契機に積極的に天皇、皇后らと交流する宮の姿がうかがえよう。

このように、静寛院宮が交流する中心は主に明治天皇、昭憲皇太后をはじめとした皇室や徳川家の人びとであつた。また、しばしば外出されることもあり、寺院への参拝や遊覧に出掛けていたのである。

四 静寛院宮の薨去と顕彰

(1) 薨去と蔵書整理

明治十年（一八七七）九月二日に静寛院宮は、脚気衝心により薨去した。兼ねてより体調を崩していたようで、同年八月に湯治のため箱根に赴いたが、⁶⁶ 療養先の塔ノ沢の環翠楼にて亡くなった。

九月六日、宮の遺骸は馬車にて東京に到着し、同月十三日に葬儀が執りおこなわれた。喪主は徳川家達が英国に留学中であつたため、留守心得であつ

た松平確堂が務めた。確堂は、宮が薨去した翌三日に宮内省へ出頭し、「御葬祭於其家可取計」と達せられ、宮の葬儀を徳川家で取り計らうことが定められた。⁶⁷ 一方で事務処理などの実務は宮内省が担当し、「静寛院宮御葬祭御用掛」が立ち上げられ、葬儀や墓の造営費は「帝室御用度金」から支出されている。建前としては徳川家が葬儀を取り仕切っているが、実態は皇族の葬儀として宮内省が担当しており、宮の取り扱いをよく表しているといえよう。葬儀は増上寺にて仏式でおこなわれ、宮は徳川家茂の墓の隣に埋葬された。葬儀の過程は、既に明らかにされているので、重複は避ける。⁶⁸

静寛院宮の墓の造営費についても、宮内省が支出している。⁶⁹ また墓所の管理等については、「静寛院宮御墓所並祠堂修繕祭祀等費用之為金六百円宛年々八月下渡」とあり、⁷⁰ 宮内省から徳川家達へ毎年墓所の管理費などを下げ渡し、徳川家に管理させている。宮内省で管理しないという点では、その他の皇族と異なり、徳川家に嫁いだ宮の特異な例といえるだろう。

葬儀後、静寛院宮の遺品の整理・分配がおこなわれた。遺品に関しては「御内意」があり、生前側近くに仕えた人々に分配されたようである。⁷¹ ここでは、特に蔵書の整理について注目していきたい。

宮内公文書館には「静寛院宮御書籍目録」（以下、「目録」とする）という史料が所蔵されている。⁷² 「目録」には「侍講局」の印が押され、宮内省野紙で作成されていることから、宮内省によつて蔵書整理がおこなわれたことがわかる。侍講局の日記には、宮が薨去した後の明治十一年八月二十二日、「静寛院宮御蔵書之内式長持、侍講局へ預り相成候」とある。また同年九月二十六日には「静寛院宮御蔵書之内、八月廿二日青木七等属ヨリ受取ノ残若干、今日同人ヨリ受取候事」とあり、同年の八月から九月にかけて順次、静寛院

宮の蔵書は侍講局へ運び込まれ、整理されていた。十月四日には「静寛院宮御書籍目録出来二付」とあり、「目録」が完成したことがわかる。

「目録」を一覧にまとめたものが【表2】である。「目録」には多くの情報が記載してあるが、紙幅の関係もあり、分類箱、書名、冊数のみを記載した。適宜補いながら検討していきたい。これによれば、静寛院宮には一七八種一三六一冊の蔵書があり、欠箱はあるが、天地人、甲乙丙、春夏秋冬、花鳥風月といったような箱に分類され保管されていたことがわかる。

書籍一つずつを確認することはできないが、一覧すると「源氏物語」や「竹取物語」といった文学作品や、歌集など和歌に関する蔵書が多いことに気が付く。教養という点では、「花印箱」に「養蚕秘録」が所蔵されている。静寛院宮自身が養蚕をおこなった記録は確認できないが、昭憲皇太后と英照皇太后は養蚕を奨励したことでよく知られており、二人との交流のなかで、所蔵されたのだろうと考えられる。

武家に関する著作が多いことも注目される。例えば、「地印箱」には徳川家康の言行を記した「家康公御遺言百ヶ條」が入っている。その他にも「義公黄門仁徳録」や「夏印箱」には水戸藩主であった徳川斉昭の著作「告志篇」、水戸藩士会沢正志斎の著作である「迪彝篇」など水戸徳川家に関する著作も多い。これらの書物は橋本実麗から贈呈されたものもあったようである。^④松平定信の随筆である「閑なるあまり」などもあり、静寛院宮が積極的に徳川家や幕府について知ろうとしていた様子がうかがえる。「秋印箱」には「元治武鑑」が入っている。「武鑑」とは大名家の当主、家紋、石高、領地などの情報を書き記した書籍で定期的に刊行されるものである。宮が所蔵していたものは、徳川家に嫁いだ後の元治元年（一八六四）のもので、徳川

家のみならず武家に関心を持っていた様子もうかがえよう。

また「江戸名所図会」なども所蔵している。これは、天保五年（一八三四）に刊行された江戸とその近郊の名所を図版入りで記した地誌である。編者の斎藤月岑は神田雉子町の名主の家で、「江戸名所図会」は斎藤家三代にわたって書き続けられた。実地調査も踏まえた記述は史料の価値も高いとされている。この他にも「東京名所図会」や「都名所図会」も所蔵しており、静寛院宮は、京都はもちろん、積極的に江戸・東京のことも知ろうとしていたのだろう。京都や東京において、しばしば参拝や遊覧に出掛けていたことは既に述べたところである。

このように静寛院宮の蔵書からは、徳川家をはじめとした武家や江戸・東京について知識を得ようとしていた痕跡がうかがえる。これらの蔵書がいつから所蔵されていたかは不明であるが、「江戸名所図会」などは幕末期以来のものではないか、と考えられる。文久元年（一八六一）の宮の東下について、宮が積極的ではなかったことは知られているが、^⑤一方で蔵書からは徳川家や江戸について知識を深めようとする点を読み取ることができる。

では、こうした蔵書はどのように配分されたのであろうか。結論からいえば、その詳細は判然としない。蔵書の入っていた長持は整理後、宮内省調度課へ引き渡されている。^⑥「目録」のうち「謡本」には「十二年十二月十六日宮内省目録へ組入」、「四書五經古文孝経」には「十三年一月二十日省目録へ入」、「西国立志編」には「十三年一月一日省目録へ入」といった朱の書き入れがある。ここから、一部の図書は宮内省に引き継がれたことが判明する。しかし大部分の引き継ぎ先は不明であり、引き続き検討していきたい。

(2) 宮の顕彰と静寛院宮奉賛会

本稿の最後に主題とは少しずれるが、静寛院宮の顕彰について検討してきた。宮の五〇回忌にあたる大正十五年（一九二六）九月二日、増上寺に「静寛院宮御法要奉賛会」が組織され、同年十月一日より三日間にわたり盛大な法要が執りおこなわれた。この法要を契機として、昭和二年（一九二七）十月二日、「静寛院宮奉賛会」が設立された。会長には洪沢栄一、副会長には阪谷芳郎と平山成信が推挙されている。また昭和十二年には宮の六〇回忌を記念して、財団法人設立を届け出て許可されている。⁷⁷

静寛院宮奉賛会が設立された趣意書には、宮を顕彰する理由として次のようにある。

【史料 8】

維新ノ大変革ニ際会シテ宮ハ繊弱ノ一身ヲ狂瀾怒濤ノ中ニ投ジ朝暮ノ間ニ苦節ヲ嚴守シ、卓然トシテ大義名分ヲ力説シ無用ノ干戈ヲ避ケシメ徳川ノ社稷ヲ一髮ノ危機ニ救ヒ江戸百万ノ生靈ヲ兵火ノ厄ヨリ免レシメ給ヘリ

其大功偉勲ハ真ニ是ガ国民ノ百世ニ亘リテ仁徳貞烈ヲ欽仰シ奉ルベキ所、婦道ノ儀表夫レ何人カ宮ニ尚フベキモノアランヤ

吾等ハ国民トシテ將又東京市民トシテ宮ヲ永久ニ礼賛シ記念シ奉ルベキ重大ノ理由ト責任トヲ感ズ。第一婦人ノ最高典型トシテ、第二国難匡済ノ女神トシテ、第三東京市ノ大恩人トシテ、而モ皇室ノ直宮トシテ、コレヲ国体上ヨリ見、コレヲ道德教育ノ上ヨリ見、コレヲ東京市ノ上ヨリ見ムトキ、豈一遍ノ奉賛講説、一時ノ法要儀礼ニ止ムベキモノアランヤ、

宜シク永久奉賛ノ方法ヲ講ジ、令徳普及ノ方途ヲ案セサルベカラズ（前後略）⁷⁸

これによれば、宮が直宮であることを前提として、「婦人ノ最高典型」であり、「国難匡済ノ女神」であるとされている。ここで示される宮の姿は「雄々しい犠牲的精神の持主」や「悲運に堪えて貞操を守った」「日本女性の典型」という「在来の和宮観」に結び付くものだろう。⁷⁹特に幕末期において徳川家の救済に尽力し、江戸を戦火から救ったことが評価されており、「東京市ノ大恩人」として、宮の事蹟を広く普及し、顕彰する必要があるという。また顕彰の対象は幕末期における宮の動静に関わるもので、本稿で検討しているような明治以降の動静は対象とはなっていない。

【史料 9】

さらに設立の趣意書では、奉賛会の事業と目的が次のように記されている。

第三条 本会ハ静寛院宮ノ御事蹟ヲ顕彰シ、其令徳ヲ奉賛シテ婦徳ノ涵養

ニ資スルヲ以テ目的トス

第四条 本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為メ左ノ事業ヲ行フ

一、静寛院宮ノ奉賛法（会）ヲ執行スルコト

二、御遺物並ニ御遺墨其他ノ資料蒐集保存ヲ図ルコト

三、小学校、女学校、婦人団体ト連絡シテ女子徳育ノ奨励ヲ図ルコト

四、各種ノ講演会ヲ開キ文書ヲ刊行シ目的ノ実現ヲ期スルコト

五、其他本会ノ目的ヲ達成スル為メ必要ナル事業（前後略）⁸⁰

その事業の第一には奉賛法会の執行、第二には宮の関係資料の保存が挙げられている。注目すべきは、第三に女子教育の奨励を図ること、とある点である。【史料 8】で確認したように、奉賛会において宮は「婦人ノ最高典型」

として位置づけられており、女性の模範として宮の事蹟を普及させようとする意図を読み取ることができよう。

では、実際に奉賛会の活動はどのようなものであったのだろうか。昭和十年に作成された「静寛院宮奉賛会沿革」^⑧を参照しながら、【史料9】の事業に沿って確認していきたい。

第一に法会については、昭和二年十月二日から奉賛大法会に続き「記念五重相伝会」を毎年挙行することになった。「五重相伝会」は浄土宗の寺院で執りおこなわれる法会であり、その際に宮の法会を執りおこなうということだろうか。なお宮の奉賛法会は現在も毎年十月二日に「静寛院和宮奉讃法要」として増上寺にて催されている。

次に静寛院宮に関連する資料の収集、保存である。奉賛会は昭和三年十月一日より五日間、宮の史料や遺品を中心に、孝明天皇、英照皇太后、昭憲皇太后らの資料を集め、「維新先覚女流遺品展覧会」を芝公園明照会館にて開催している。また昭和四年十月には増上寺大方丈にて、宮の令徳を発揚するため「現代名流書画展覧会」を開催している。その他にも毎年各所で催される宮に関連した史料展覧会には援助を出しているという。

第三に婦女教育の奨励については、昭和七年以降、会誌「東光」を発刊し令徳の普及のため、会員および関係各所に無料配布している。昭和七年六月には「婦人相談部」を設置し、社会事業にも着手した。また奉賛会創立時からの理事である桑原随旭が全国の女学校や婦人会にて宮の事蹟を講演し、その数は千数百回、聴衆は五十万人にも及ぶという。

最後の講演回数や聴衆数については誇張もあるだろうが、昭和二年の設立以降、奉賛会が積極的に活動し、宮の事蹟の普及に貢献してきた様子がみ

とれよう。「在来の和宮観」の大枠はこうした奉賛会の活動により、普及されたといえる。一方で、明治期の動静への顕彰・言及がない点は、現在まで宮の研究が幕末期に限定されていることと無関係ではないだろう。

静寛院宮奉賛会は、昭和六十一年まで存続した。解散理由には、「五〇年にわたる事業の実施により、静寛院宮の御事蹟に付ては広く社会一般に周知され、また昭和五一年には静寛院宮百回忌大法要を行い、奉賛の実を挙げ、その意志を達成されたものと考えられ、当法人の目的とするところは既に達成されたと認められる」とあり、奉賛会の理事会で承認された。このようにして奉賛会は、設立以降およそ六〇年（財団法人となって以降は五〇年）におよぶ顕彰活動を終えたのである。

おわりに

本稿では、明治元年（一八六八）から静寛院宮の薨去する明治十年までの宮の待遇について検討し、さらに没後の顕彰運動についても言及した。本稿を簡単にまとめていきたい。

明治元年以降しばらくの間、宮は徳川家の取り扱いであったが、明治四年一月以降宮内省に移り、皇族として待遇されることが明確となった。同四年三月には、家令に大洲藩士の武田敬孝が任じられ、家扶以下には引き続き静岡藩士が任じられている。

静寛院宮の経済的待遇を確認すると、賄料は当初会計官用度司等から供出されていたようであるが、明治四年には定額の賄料が支給されるようになり、翌五年一月からは宮内省より支給されるようになっていた。またこの間、賄

料とは別に徳川家からも年間三〇〇〇円が給されていることが確認できる。それ以降は、他の皇族と同様に規則に依じて変遷している。

京都での住居ははじめ聖護院を住居とし、後に旧賀陽宮邸に移っていった。その生活は泉涌寺や陵墓への参拝などが中心であったが、嵐山への紅葉狩りや祇園祭など、遊覧に出掛けることもあった。

明治七年七月には明治天皇の思召もあり、再び東京に移住している。その際には、宮内省が半年かけて麻布市兵衛町の住居を購入・修繕している。東京では、しばしば赤坂仮皇居へ参内し、宮中の月次歌会など行事にも参加していた。また明治天皇と昭憲皇太后の行幸啓、英照皇太后の行啓を受けており、皇室との交流があった。その他にも徳川家達や天璋院など徳川家の人びととの交流もあった。諸皇族との交流もあったようであるが、明治九年にその交際方法について宮内省に何うなど、徳川家などとは異なり直宮として一線を画していた様子がうかがえる。

明治十年九月、静寛院宮は薨去し、その葬儀は、徳川家を取り仕切る一方で、実質的な運営は宮内省が担当した。増上寺にて仏式でおこなわれ、徳川家茂の隣に埋葬されている。

このように明治期における静寛院宮の待遇は、宮内省に取り扱いが移る明治四年一月を契機として変化していったといえるだろう。これより以前は、宮内省の取り扱いなのか、徳川家の取り扱いなのか、曖昧な部分が多く、宮に仕える者もほとんどが静岡藩の士卒族であった。しかし、明治四年一月以降は、静寛院宮の賄料も決められ、家令・家扶なども規定に基づき定められていった。

明治期における静寛院宮の待遇は、同じく仁孝天皇の皇女である桂宮淑子

内親王に準じることも多く、直宮であるほかは、その他の皇族と大きく異なるものではなかった。ただ一点異なることは、墓の取り扱いである。宮は明治以降も皇族として待遇されたが、薨去後の明治十三年の「陵墓一覽」には宮の墓について記載がなく、現在まで宮内庁の管轄ではない⁸⁴⁾。検討してきたように宮が薨去した後、葬儀と墓の造営までは皇族として宮内省の予算のなかで執りおこなわれている。しかし、その後は墓の管理も含めて徳川家の取り扱いにあり、現在まで同家の人間とされているのである。

注

- (1) 藤田大誠「近代皇族制度の形成と展開」(『藝林』五九―一、二〇一〇年)。
- (2) 高久嶺之介「天皇の家―明治期における皇族の位置―」(同志社大学人文科学研究所編『共同研究 日本の家』国書刊行会、一九八一年)。
- (3) 前掲、高久「天皇の家」。
- (4) 梶田明宏「近代の女性皇族―制度と実態―」(『歴史と地理』六〇二、二〇〇七年)。
- (5) 井野邊茂雄「和宮の御降嫁に関する研究」(『史苑』一一五、一九二九年)など。
- (6) 荒川秀俊「和宮御通と諏訪領の助郷」(『日本歴史』二七九、一九七一年)、小林幹男「和宮の下向と助郷に関する研究」(『長野女子短期大学研究紀要』七、一九九九年)など。
- (7) 清水善仁「江戸下向後の和宮待遇問題」(『風俗史学』三六、二〇〇七年)、松尾静華「降嫁後の和宮」(『五浦論叢』一六、二〇〇九年)、野村晋作「降嫁後の和宮―朝幕関係上の役割を中心に―」(『女性歴史文化研究所紀要』二一、二〇一三年)など。
- (8) 武部敏夫『和宮』(吉川弘文館、一九六五年)。

- (46) 庶務課「皇親録」明治七年、第三号(二三〇一二)。
- (47) 「橋本実麗静寛院宮祇候被仰付御達」、「小倉長季静寛院宮被止御用掛更祇候被仰付被免小番候御達」(国立公文書館蔵、「公文録」明治二年・第五三卷、公〇〇一二〇一〇〇)。
- (48) 「宮并華族家人職員ヲ定ム」(国立公文書館蔵、「太政類典」第一編・慶応三年〜明治四年・第一六卷、太〇〇〇一六一〇〇)。
- (49) 宮内省「進退録一(高等官以下ノ部)」明治四年、第三三号(二〇八〇三一一)。
- (50) 「静寛院宮家来静岡藩貫属ノ儀ニ付伺」(国立公文書館蔵、「公文録」明治四年・第二二卷、公〇〇四六一一〇〇)。
- (51) 前掲、「静寛院宮家来静岡藩貫属ノ儀ニ付伺」。
- (52) 前掲、「静寛院宮家来静岡藩貫属ノ儀ニ付伺」。
- (53) 前掲、宮内省「進退録一」明治四年、第四四号。
- (54) 宮内省「進退録(女官ノ部)」明治十年、第一一号(二〇八〇二二)。
- (55) 図書寮「例規録一」大正八年、第一号(二三〇三一一)。
- (56) 前掲、武部『和宮』二〇八頁。
- (57) 「静寛院宮御日記(明治元年―六年)」(宮内庁書陵部図書寮文庫蔵、函架番号五〇八・六〇) 明治六年十一月十七日条。
- (58) 前掲、武部『和宮』二二四、二二五頁。
- (59) 前掲、武部『和宮』二二四頁。
- (60) 庶務課「皇親録二」明治九年、第二号(六八七九四)。
- (61) 宮内庁編『明治天皇紀』第一(吉川弘文館、一九六八年) 八八三頁。
- (62) 宮内庁編『明治天皇紀』第二(吉川弘文館、一九六九年) 五五頁。
- (63) 「宮中月次並京都華族等詠進 三四」(七六〇五六)。
- (64) 庶務課「幸啓録一」明治八年、第三号(六一一)、庶務課「幸啓録二」明治九年、第一六号(七一)。
- (65) 前掲、庶務課「幸啓録一」明治九年、第一六号。
- (66) 「静寛院宮相州湯本へ御湯治届」(国立公文書館蔵、「公文録」明治十年・第一〇五卷、公〇二二三〇一〇〇)。
- (67) 庶務課「静寛院宮御葬儀録一」明治十年、第六号(六〇一一)。
- (68) 前掲、宮内省「国葬の成立」に詳しい。
- (69) 内匠課「静寛院宮御廟宝塔建築工事録一」明治十一年、第一号、第二号(四二六一一)。
- (70) 内蔵寮「重要雜録一」明治十一年、第三号(二四〇四四一一)。
- (71) 庶務課「静寛院宮御葬儀録二」明治十年、第四九号(六〇一一二)。
- (72) 「静寛院宮御書籍目録/明治写」(七〇〇三三三)。
- (73) 侍講局「侍講日記」明治十一年(二四五〇七)。
- (74) 前掲、武部『和宮』二二七頁。
- (75) 前掲、武部『和宮』五六頁。
- (76) 前掲、「侍講日記」明治十一年、十月二十六日条。
- (77) 「財団法人静寛院宮奉賛会」財団法人設立の件」(国立公文書館蔵、平六文部〇〇五〇九一〇〇)。
- (78) 前掲、「財団法人設立の件」。
- (79) 前掲、武部『和宮』二頁。ここで武部は引用した表現を「在来の和宮観」として紹介し、「そこには多分に和宮の遺徳に対する讃仰の思いや、あるいは教化的意図による強調の嫌い」があると指摘している。
- (80) 前掲、「財団法人設立の件」。
- (81) 前掲、「財団法人設立の件」。
- (82) 「(財団法人静寛院宮奉賛会) 解散並びに清算人兼任登記完了届について」(国立公文書館蔵、平六文部〇〇五〇九一〇〇)。
- (83) 諸陵寮「陵墓一覧/明治十三年」(三二八一一〇)。
- (84) 宮内庁書陵部『陵墓要覧』(二〇一二年)を確認すると、陵墓一覧のなかに静寛院宮は含まれていない。